

(平成25年11月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

中国（岡山）厚生年金 事案 2943

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月1日から59年1月1日まで
② 昭和59年1月1日から60年10月1日まで

私は、申立期間①においてA社に、申立期間②において同社の関連会社であるB社に、それぞれ勤務していたが、昭和56年8月に標準報酬月額が引き下げられ、それ以降、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和56年8月1日の随時改定により従前の14万2,000円から11万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、申立人と同じ職種の者を含む多数の同僚について、申立人と同様に、当該随時改定により標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるところ、そのうち複数の同僚が所持する給与明細書等によると、いずれの同僚も、申立期間①において、当該随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

また、申立人及び複数の同僚は、「申立期間①において、給与が下がることはなかった。」と供述している一方で、当該随時改定による標準報酬月額の引下げに相当する給与の引下げがあったとする供述は得られなかった。

申立期間②について、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者

名簿によると、申立人と同様に、当該随時改定により標準報酬月額が引き下げられ、かつ、昭和59年1月1日にA社からB社へ異動している同僚が多数確認できるところ、そのうち複数の同僚が所持する給与明細書等によると、申立期間②において、当該随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

また、申立人及び複数の同僚は、「申立期間①及び②を通じて、給与は下がることはなかった。」、「標準報酬月額よりも給与支給額の方が高かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、当該随時改定前の昭和56年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は破産している上、両社の当時の事業主も既に死亡しているため確認することができないが、複数の同僚において、その所持する給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、両事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、両事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（山口）厚生年金 事案 2944

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月15日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 2945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和63年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和63年5月1日にA社B営業所から同社本社に転勤したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社から提出された資格喪失（退職）証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和63年5月1日にA社B営業所から同社本社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和63年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日について社会保険事務所に誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 2946

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和43年1月から46年3月までA社及びB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和43年3月31日となっていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（島根）国民年金 事案 1475

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から51年9月まで

私は、申立期間当時、叔父夫婦と同居していた。叔父夫婦が、私が20歳になった祝いに、A市で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていたと聞いていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得ができないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳になった祝いに、叔父夫婦がA市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていたと申し立てている。

しかしながら、A市においては国民年金の加入記録は見当たらず、同市から転居したとするB市の国民年金被保険者名簿において、申立人は昭和50年12月に20歳到達時に遡って国民年金に加入した記録が確認できるところ、申立期間のうち44年7月から48年9月までは、当該加入手続き時点で、既に国民年金保険料の納付に係る2年の時効が経過している。

また、申立期間のうち昭和48年10月から51年9月までは、納付時点によって、過年度保険料又は現年度保険料として保険料を納付することが可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、納付してくれていたとする申立人の叔父夫婦のうち、叔父は既に亡くなっている上、叔母は申立期間当時の保険料の具体的な納付状況を覚えていないとしており、当時の納付状況の詳細は不明である。

さらに、上記被保険者名簿及び申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立期間はいずれも未納と記録されている。

加えて、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の叔母は、加入手続きを行ったのが、A市とB市のどちらであったかは、自信を持って言えない

と供述している上、申立人及びその叔母が記憶する当時の年金手帳（オレンジ色）は、その色から昭和49年11月以降に交付されたものであり、申立人がB市に居住していたと記憶する時期に当たることを踏まえると、当該年金手帳はB市において上記加入手続時に交付されたものと考えられるほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 30 日から 46 年 7 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月 15 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元役員に照会したところ、「当時、A社のB市の作業場に、C県から数人が働きに来ていたが、申立人のことは覚えていない。また、給与計算や社会保険の関係は、D市にある本社で処理していたので、分からない。」としており、同社本社は、「申立期間当時の資料が残っていないので、当時のことは分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間において、A社のB市の作業場で、自分と同じ町の出身者3人と働いていた。」と供述しており、当該同僚のうち、申立人が氏名を記憶している二人について、厚生年金保険の記録等を調査したところ、二人とも、申立人と同じ時期に雇用保険の被保険者記録が確認できる一方で、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 2948（鳥取厚生年金事案 50、229 及び 482 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 1 日から 59 年 3 月 19 日まで

私は、昭和 57 年 1 月から 63 年 6 月まで、A 社に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

前回の申立てにおいては、私が、昭和 57 年 1 月から B 社の健康保険の任意継続被保険者となっていたとして、年金記録の訂正が認められなかったが、同被保険者になった記憶が無いので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、i) 申立期間の一部である昭和 57 年 1 月 1 日から 59 年 1 月 1 日までの 2 年間は、B 社の健康保険の任意継続被保険者になっていること、ii) A 社における申立期間の雇用保険の加入記録が無く、同僚の供述等によっても申立人が申立期間に A 社に勤務していたことを確認できないこと、iii) 申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情が無いことなどから、既に年金記録確認鳥取地方第三者委員会（当時。以下「鳥取委員会」という。）の決定に基づき、平成 20 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てについて、申立人は、当時の同僚 3 人に事実関係を確認してほしいと主張しているところ、連絡が取れた同僚に申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したが、具体的な供述を得ることはできなかったことなどから、既に鳥取委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3回目の申立てについて、i) 申立人は、新たに6人の同僚を思い出したので調査してほしいと主張しているところ、そのうち3人は前回の申立時に既に氏名を挙げていた者と同一人であるほか、残る3人のうち連絡先が確認できた1人に照会をしたが回答は得られなかったこと、ii) 申立人は、「昭和57年1月にB社の健康保険の任意継続被保険者になった記憶は無い。」と主張しているところ、申立人に係る健康保険任意継続被保険者原票によると、申立人が上記任意継続期間中の昭和57年10月に健康保険被保険者資格に基づいて高額療養費の支給を受けている旨の記載があることから、申立人は、当時、健康保険の任意継続被保険者であったことを認識していたものと推認できることなどから、既に鳥取委員会の決定に基づき、平成23年4月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間において、私はB社の健康保険の任意継続被保険者ではなかったが、妻は任意継続被保険者であった。」と主張しているところ、申立人及びその妻に係る健康保険任意継続被保険者原票によると、健康保険証番号は、「*号」、「*号」と連続番号になっていることが確認できることから、申立人及びその妻は、同時に健康保険の任意継続の加入手続を行ったものと推認できる上、申立人から新たな資料は提出されておらず、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事実を確認できない。

このほか、鳥取委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（島根）厚生年金 事案 2949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月30日から55年4月18日まで
私は、申立期間において、A社が所有するB丸にC職として雇用されていたにもかかわらず、申立期間の船員保険の記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は、申立期間において、A社が所有するB丸にC職として雇入れされていたことが確認できる。

しかしながら、A社は既に廃業している上、事業主、複数の同僚及び同社が社会保険事務等を委託していた社会保険労務士事務所に照会したが、申立人が申立期間において船員保険料を控除されていたことを確認できる供述は得られなかった。

また、A社における申立人に係る船員保険被保険者原票によると、申立人は、被保険者資格を昭和53年1月9日に取得し、54年7月30日に喪失した記録となっており、当該記録はオンライン記録と一致している上、同原票には、健康保険証が同年8月2日に返納されたことを示す「証返納 54. 8. 2」の記録がある。

さらに、上記同僚のうち一人は、「申立人は、昭和54年の春頃から、病気のため、船の修繕及び出漁等に参加していなかったと記憶している。」と供述している上、申立人は、「昭和54年4月頃から、病気で入退院、通院を繰り返していた。」「最初の入院から3、4か月目に、A社が社会保険事務等を委託している社会保険労務士事務所に出向き、雇止めを申し出た。」と供述しており、この申出時期は、同社における申立人の船員保険の被保険者資格喪失時期と符合する。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において、海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（島根）厚生年金 事案 2950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 9 月 25 日から 29 年 7 月 9 日まで
② 昭和 29 年 9 月 1 日から 32 年 11 月 8 日まで

年金記録を確認したところ、A社における申立期間①の厚生年金保険被保険者期間及びB社における申立期間②の同被保険者期間について、脱退手当金を受給した記録となっていた。しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金について、その支給額に計算上の誤りは無く、B社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 32 年 11 月 8 日から約 3 か月後の 33 年 2 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 3 年間に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性従業員は 26 人であるところ、このうち 20 人に脱退手当金を受給した記録が有り、申立人を含む 12 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされていた可能性があると考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 7 月 2 日まで
② 昭和 31 年 9 月 28 日から 32 年 1 月 4 日まで
③ 昭和 32 年 3 月 7 日から同年 7 月 22 日まで
④ 昭和 32 年 8 月 13 日から 33 年 4 月 4 日まで

私は、申立期間①においてはA丸（船舶所有者は、B氏外3人）に、申立期間②においてはC丸（船舶所有者は、D氏）に、申立期間③においてはE丸（船舶所有者は、F氏）に、申立期間④においてはG丸（船舶所有者は、H氏）にそれぞれ乗船し、I職等として雇用されていたにもかかわらず、申立期間①から④までの船員保険の記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された船員手帳の記録により、申立人は、B氏外3人が所有するA丸にI職として雇入れされていたことが確認できる。

しかし、事業所記号原簿及び船舶所有者B氏に係る船員保険被保険者名簿によると、同氏が船員保険の適用事業所となったのは、昭和34年12月1日であることから、申立期間①においては、適用事業所でなかったことが確認できる上、船員手帳に船舶所有者として記載されている「外3人」の氏名は、特定することができない。

また、B氏は既に死亡している上、申立人が氏名を記憶する同僚5人のうち連絡が取れた3人は、「申立人の給与から申立期間①の船員保険料が控除されていたかどうか、分からない。」、「乗組員の船員保険の加入状況は、分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間①における船員保

除料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間①における当該同僚5人の船員保険の加入記録を調査したところ、5人ともB氏における船員保険の加入記録を確認することができない。

- 2 申立期間②について、上記船員手帳の記録により、申立人は、J氏が所有するC丸にI職として雇入れされていたことが確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間②におけるC丸の所有者は、J氏ではなく、D氏だった。」と供述していることから、船舶所有者D氏及びJ氏に係る船員保険被保険者名簿を調査したところ、申立期間②において、いずれも申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、D氏及びJ氏は既に死亡している上、申立人が氏名を記憶する同僚4人のうち連絡が取れた2人は、「申立人の給与から申立期間②の船員保険料が控除されていたかどうか、分からない。」、「乗組員の船員保険の加入状況は、分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間②における当該同僚4人の船員保険の加入記録を調査したところ、そのうち3人については、D氏における船員保険の加入記録を確認することができるが、残る1人については、資格取得日が昭和32年1月4日となっており、申立人と同様、当該期間における同氏に係る船員保険の加入記録を確認することができない。

- 3 申立期間③について、上記船員手帳の記録により、申立人は、F氏が所有するE丸にI職として雇入れされていたことが確認できる。

しかし、船舶所有者F氏に係る船員保険被保険者名簿によると、同氏が船員保険の適用事業所となったのは、昭和33年3月7日であることが推認でき、申立期間③においては、適用事業所でなかったことがうかがえる。

また、F氏は既に死亡している上、申立人が氏名を記憶する同僚5人のうち連絡が取れた2人は、「申立人の給与から申立期間③の船員保険料が控除されていたかどうか、分からない。」、「乗組員の船員保険の加入状況は、分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間③における当該同僚5人の船員保険の加入記録を調査したところ、5人ともF氏における船員保険の加入記録を確認することができない。

- 4 申立期間④について、上記船員手帳の記録により、申立人は、H氏が所有するG丸にK職として雇入れされていたことが確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間④において、G丸の乗組員はL社において船員保険に加入していたと思う。」と供述しており、申立人が氏名を記憶する複数の同僚の船員保険の加入記録を見ると、船舶所有者H氏が船員保険の

適用事業所となった昭和33年3月1日まではL社において、同日以降は同氏において、それぞれ船員保険に加入していることが確認できることから、同社及び同氏に係る船員保険被保険者名簿を調査したところ、申立期間④において、いずれも申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、H氏の連絡先は不明であり、L社は、「G丸の運航を受託していたようであるが、それ以上のことは当時の資料が残っていないので不明である。」と回答している上、申立人が氏名を記憶する同僚4人及び上記被保険者名簿で確認できた同僚1人の計5人のうち連絡が取れた1人は、「申立人の給与から申立期間④の船員保険料が控除されていたかどうか、分からない。」、「乗組員の船員保険の加入状況は、分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間④における船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間④における当該同僚5人の船員保険の加入記録を調査したところ、そのうち4人については、L社及びH氏における船員保険の加入記録を確認することができるが、残る1人については、いずれにおいても船員保険の加入記録を確認することができない。

5 申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立期間①から④までの船員保険の加入記録は無く、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間①から④までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から④までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。